

大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳再考

森明彦

はじめに

- ・「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」とは

国書総目録（旧版）によれば内閣文庫（2本）と無窮会神習文庫（1本）に
写本あり。

著者を大鳥春相。延喜二十二年とする。

成立の延喜二十二年は「大鳥五社流記私財帳」と混同か。

一 「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」と「行基年譜」

- ・「行基年譜」の現存部分冒頭は「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」より大鳥連関連を抜いて、行基関連部分を抜き出す。

二 「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」の内容の検討

- ・人名に関して

①「伊良豆米古」が名前とした場合、

「古」が子であれば、女の名前としては極めて異例（孔子・老子・小野妹子）。

②「伊良豆米」が名前とした場合、

女性の名前では「め」は甲類の「賣」か「女」であり、乙類の「米」が使われる事は奈良時代ではない。天平六年の近江国志何郡計帳（—621）に

大田史多久米 年冊七 正丁

とあるように「米」は男であり、「郎女（いらつめ）」に使われることはない。

③「伊良豆米古」を、男である「津守伊良豆米」の「古（子）」と読む。

『行基菩薩縁起圖絵詞』につけられた送り仮名では「伊良豆米'子」

伊良豆米の子か伊良豆女子と讀んでいるかはわからない。

- ・神宮寺と大鳥連の氏寺長承寺の関係は？

①軒丸瓦の系統が異なる。

②法会はどう使い分けるか

- ・神鳳寺の七佛薬師像の依拠する薬師經典と夫妻が称えた仏。

①七佛薬師像は玄奘訳（650）『薬師瑠璃光本願』

②夫婦の称えた仏としては、弥勒も考える必要。

- ・神仏習合の最初期の史料たり得るか

①時期的には氣比寺よりも少し早い程度。

- ・行基の史料たり得るか

①活動の時期的には不都合はない。

大宝期は大鳥郡周辺、和銅年間は大鳥郡から離れており、神鳳寺の行事への関与の仕方と齋諱なし。

②大鳥連の大鳥郡郡司補任

天平二年には日下部氏が大鳥郡大領であることと齋諱はない。

おわりに—今後の課題—

- ・写本の再調査

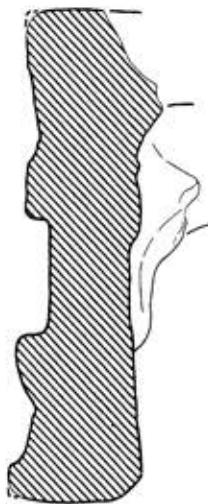
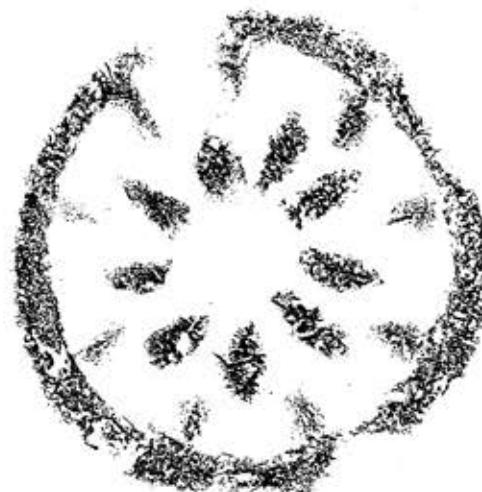
- ・摂河泉古代寺院と行基との関連

49 大鳥神社（堺市鳳中町）

九葉单弁蓮華文軒丸瓦

瓦当径14.7cm 中房径3.5cm 文様区径11.8cm 瓦当厚3.3cm 周縁幅1.1cm

瓦当面が完存する。文様の彫りは雑である。弁は三角形を呈し凸出し、間弁は周縁部分に接しており、三角形を呈する。中房部分は凹んでいる。周縁は素文で直立する。焼成は軟質である。

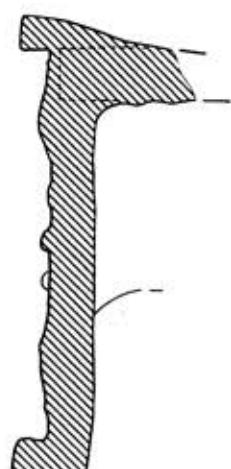
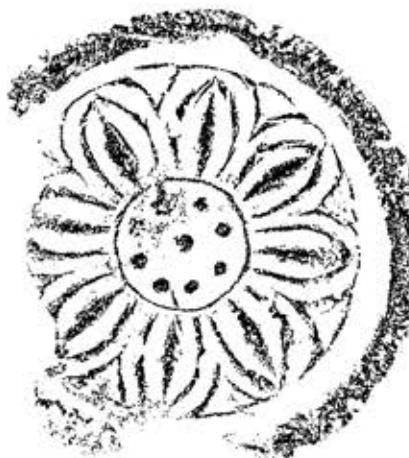


50 鳳廃寺（堺市鳳南町）

八葉单弁蓮華文軒丸瓦

瓦当径13.8cm 中房径4.1cm 文様区径10.5cm 瓦当厚1.6cm 周縁幅1.1cm

「鳳廃寺」の注記があるが、この名称の遺跡は現在登録されていない。小谷方明氏によると採集した場所はJR阪和線の鳳操車場付近であるという。瓦当面は周縁が一部欠損する。中房は圈線で表現され、1+8の蓮子を配する。また、中房の圈線と蓮子をつなぐ範傷が2ヶ所みられる。弁は太い線で表現され中央に子葉が配される。間弁はV字形を呈し圈線と接する。周縁は素文で直立する。焼成は硬質である。同文のものが、神於寺（岸和田市）で出土している。



敷地一 在大鳥里一坪并大鳥原里三十五六坪三箇坪

四至限東大神田并公田 限南野田村并道

限北櫻本村并道

右、此の神は元め白鳳と為りて天より來たり下りて製の峰に止まる。轉々と運り翔け曾す福を称える。松原に當たり遂に此の社に止まる。鳳の徳儀は至極にして威儀は聊かも近づくを得ず。故れ号して神鳳寺と曰う。頻りに多くの歳を経て稍やく鳳徳隠る。数年の後、天古移神命の十一世孫大野臣、筑紫より到來し、社より以つて西の邑に住む。今のが家の郊これなり。初め祠を斎るにすなわちこの人に託して告げ宣ぶ。私はこれ天照太神なり。此の里を清鳥大鳥の國と謂うべし、と。これに依り、祠を斎るを始め、号して曰く大鳥大野、と。これより以來大鳥姓を負うなり。この太神、元め仏法に皈せずしてその名の称れるを聞くを欲せず。大寶年中に至り、社の南の近辺に夫妻二人有り。夫は大鳥連首齋、すなわち此の里人。妻攝津国住吉郡津守宿祢伊良豆米古。爰に伊良豆米古、夫に語りて云う、吾が母同姓常世古、網引の坂本臣利金に嫁し、無量重罪を作す。定め知るは悪趣を没するか、と。乞うらくは、同宿の屋を清掃し、堂に為して晝夜誓願せんことを。太神、祝大鳥連百嶋を召して宣り告ぐ。首齋が妻、我が前側に在りて聞くを欲せざる仏名を日夜称賛す。早く禁止せよ、と。すなわち百嶋、刀祢并夫妻二人を野田櫻本村に聚め、其れ神辞を告ぐ。すなわち伊良豆米古この辞を変じるに竄かに和堂圓益を以てし、弥いよ誓願して云う、死命借します、死しても止めず、と。また半夜持す。百嶋を喚び、命を告ぐ。夫婦の為す所を見るに、遂に果すべし。我知識に入らん、と。その明ける後、同所また諸人を聚め、具に神辞受けるを披く。すなわち欣悦す。未だ幾も經ず行基師・願勝師・利鏡師三僧、蜂田里より來たる。大年の松の樹の下に集め諸の刀祢に語りて云う、知識を率いて太神のために特に功德を修めん、と。刀祢ら具に神辭を陳ぶ。三僧僉な喜び、太神のため利鏡師は畫師となりて七佛薬師像^{今障子に在る}を造る。元め寺堂は太神に披くによつて百嶋の家の南をもつて借り屋を作して件の佛を造る。亦太神を神殿の内に納め宿す。慶雲三年、奉幣帛朝廷使正八位下菅生朝臣小村、神殿を開き見て云う、佛と神は隔てて異にす。

案：召使擬少領從八位大鳥床嶋ありて七国ト部を集め神辭に當たるかを問う。」

案：擬少領從八位大鳥床嶋を使て召すあり。七国ト部を集め神辭に當たるかを問う。

神を倉けず、敬するがごとし。床嶋の頸、神辭に當れりとトす。ここに床嶋、杖刑の罪を宿め、咲を含みて家に飯る。同族盡く懼ぶ。和銅元年歲次戊申正月十一日、大領に轉ず。十月、專に大鳥連首齋の家を掃らい寺院となす。大鳥連老人宿屋料の造備の材を以て佛堂を作り、七佛薬師像^{今西仏堂に在}を遷す。同四年亥九月十五日、諸の尋・辨師法華經を講説す。この日諸檀越等、功德稻を出し加う。ついで大領從八位上床嶋三重塔を峙つるの誓願未だそのことを果たさずして靈龜二年歲次丙辰に身死去る。これを承け、嫡胤子故少領從八位何理波諸親族を率い十三重一に加え増し、去る天平十二年庚辰三月十日辰時、河内國志記郡井於郷人置始連稻積、大工としてこの塔を建つ。天平勝寶三年二月十三日勅、定額寺となす。永結の三僧を経て太神に奉るべき法寶、神辭に依り期臻りて務めて曉後の明鏡と為す所以。詔を高館に轉し、よつて縁起張に注し、これを顯にすること件の如し

時に寺家大神社相共にこの趣を録記す。

行基年譜

自卷主此闇



從五以上大鳥連春相

大鳥太神宮五社

流記帳支

正一位勅八等天照大明神一所立十三重塔一基

社敷地壱處之内

神宮寺一院法名神鳳寺
大鳥里一坪二坪内原里三十四五六坪

在大鳥鄉

大鳥里一坪二坪同原里廿四五六坪

四至限西大道

限東道并神田
限南野田村并道

神田武町武段三百四十步

已勅施入

大鳥里一坪百步二坪六段十一坪二段自北三長

高櫻里十二坪二段大同廿一坪武段董口里廿坪町

浜武浦

四季御贋料

大鳥太神宮五社流記帳(月丁子本) 内閣文庫

流記帳支

正一位勅八等天照大明神一所立十三重塔一基

社敷地壱處之内

神宮寺一院法名神鳳寺
大鳥里一坪二坪内原里三十四五六坪

在大鳥鄉

大鳥里一坪二坪同原里廿四五六坪

四至限西大道

限東道并神田
限南野田村并道

神田武町武段三百四十步

已勅施入

大鳥里一坪百步二坪六段十一坪二段自北三長

高櫻里十二坪二段大同廿一坪武段董口里廿坪町

浜武浦

四季御贋料

山

（二十九ウ）

③「徵」は「

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に久しう時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ることができなかつた。そこで、ここにやつて来て公に告げたのである。」

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に久しう時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ることができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたなのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に

久しう時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ることができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建

立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に

świ時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ることができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建

立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に

świ時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ことができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建

立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に

świ時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ことができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建

立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

（一七）近江守時代（8）——越前國神宮寺の創建

この年（和銅八年）、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年（七一五）とした。

公（武智麻呂）は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇つた。容貌は普通でなかつた。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神ともに知つてゐる。私のために寺を

造つて、私の願いを助け教済してくれるようお願いする。私は、宿業（前世において、現世での報いを招くことになつた行ない）によつて神となつてから、実に

świ時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業（来世における幸福をもたらす善行）を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ことができなかつた。

「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いつたいどなたのか分かりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのため寺を建てましょ。」

と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者（優婆塞）の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本当のことだと知つて、一つの寺院を建

立した。今、越前國にある神宮寺（氣比神宮寺。福井県敦賀市にある）が、それである。

大鳥神宮寺建立繪篇第十八

普薩御行年三十五歳大寶一

年ノ大鳥連首麻呂之妻者津

守氏伊良豆米子也依有宿願

凶後明神告益爰行基師利境

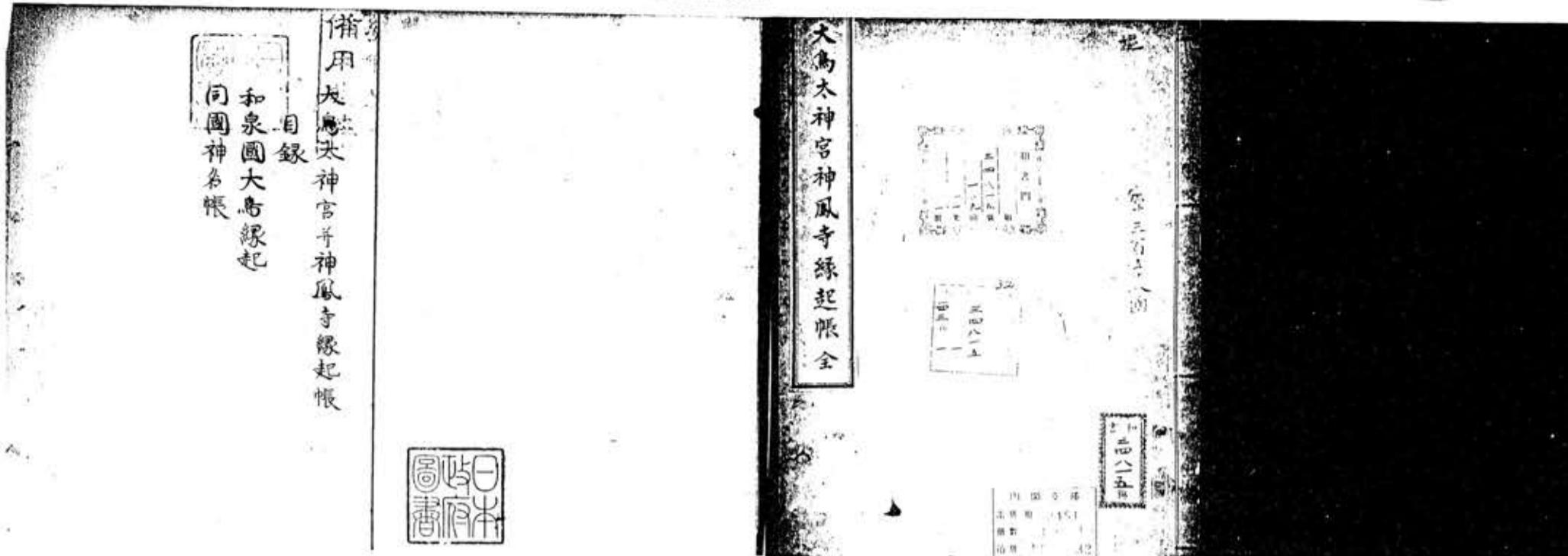
社頭畔欲安置佛像初明神示

也抑神明影向乃白鳳年中也

木山春冬行基行法の後也衣拂也行基書也陰經也圖發

（二十九オ）

①「王」は「壬」が正しい。



二

卷之三

3

大鳥太神宮神鳳寺綱超帳金

圖書館

側不欲聞之佛告日夜称讚寧禁止之即百嶋聚刀祢尊夫壹二人于野田根本村其告神辭即伊良豆末古此辭以竇和堂圓益修誓願云死命不惜死而不止又半夜持喚百嶋告命見夫婦之祈爲遂可果我入智識其明後同處又聚諸人具披神辭受即欣悅未經幾行基師願勝師利鏡師三僧從蜂田里來至大牟松樹下語諸刀祢云率知識爲太神將欲功恩召你等是東申等三曾

是天照太神也此里可謂清島大島國依舊
始齋祠号曰大鳥大野自余以來負大鳥姓
也此太神元不皈佛法不欲開稱其名至大
寶年中社南近邊有夫妻二人夫大鳥連覺
齋即此里人素攝津國住吉郡津守宿祢伊良
豆木古妻伊良豆木古語夫云吾母同姓
常世吉嫁納岐坂本臣利金作解量童罪寔
知沒恩趣歟尤同宿屋掃清爲堂晝夜誓願
太神呂祝大鳥連百嶋宣吉肯寄養在我前

大鳥木神宮前社鳳寺額走情
大鳥里一村并大鳥原
在大鳥里一村并大鳥原
此天照太神元鳥白鳳從天來下止于鷲
舉轉々運動曾稱福當松原遂止此社鳳之
德儀至極威嚴不得仰近故号曰神鳳寺額
經多歲稍隱鳳德數年之後天古移称命十
一世孫大野臣從筑紫到來住從社以西
邑今古家郊是也初齋祠即記此人告宣哉

胎藏界地曼陀羅依之日月兩輪譬胎金雨
部金剛界大日如來日輪也。本地尊光土
慈悲法界天狀天狀云大神者出常光都東
土豐草原之處如光垂迹給者大神六故天
照太神申天神七代地神五代之末世次第
下東土緣薄底給地神五代之終人王始方
我御跡自鑄寶鏡給我子々孫々守百皇有
御誓開籠天石戶給御鏡門侍取內裏御守
也即古天承永元之先祖也今丁一二本之也

弘法大師

人置始遷稚稱烏大江建此塔天平曆
年二月十三日勅烏定額寺永結經三
奉大神法寶懶神詩臻期務不以烏曉
鏡欲轉詔高館仍注緣起張顯之如併
干時寺家大神社相共錄記此趣

從五位上大烏連齊相

分天爵院羅出雪大社有

大心建此塔天平勝寶三
烏定額寺永結紅三僧可
呼臻期務不以烏晚後明
注緣起張顯之如件
社相共錄記此趣

日輪大領十月專掃大烏連督營家成寺院
以大烏連老人宿屋新造備之村作佛堂參
七佛藥師像今既西傳
室是也同四年辛九月十五日諸
尊辨師講說法華經此曰諸檀越等出加功
德福矣尋大領從八位上麻嶋崎三重塔之
誓願未果其寢以靈龜二年歲次丙辰身死
去入狼嫡胤子故少領外從八位何理彼率
諸親族加增十三重一去天平十二年歲次
庚辰三月十日辰時河內國志記郡井於卿

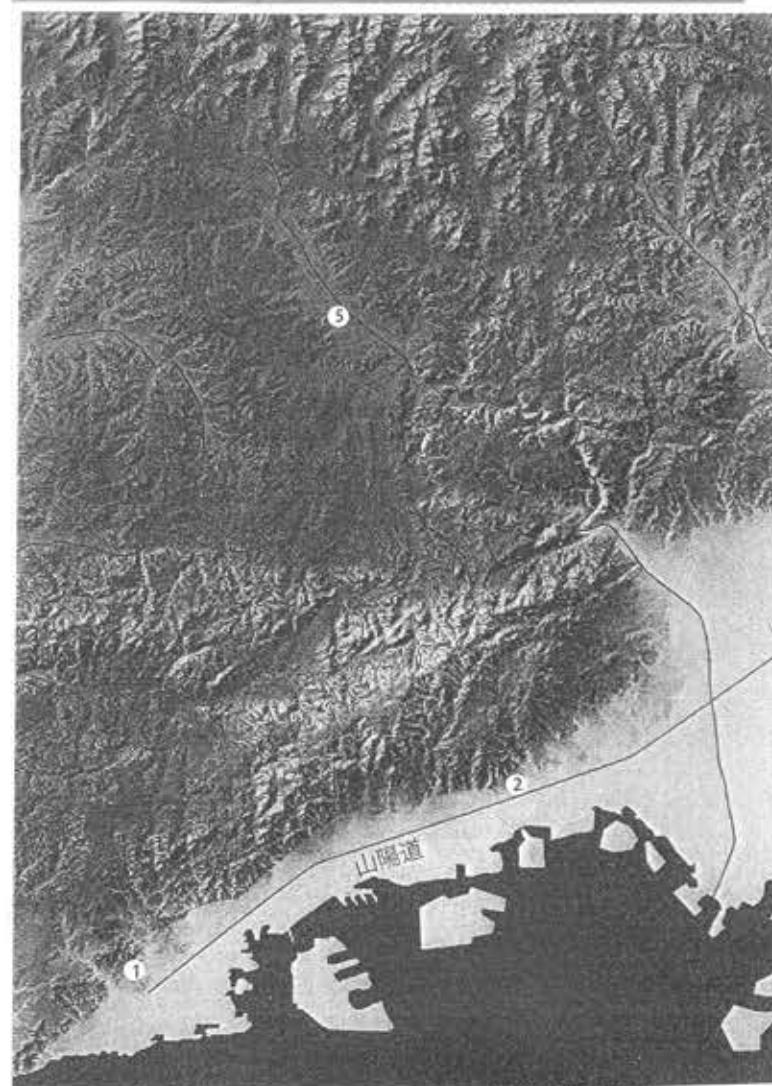
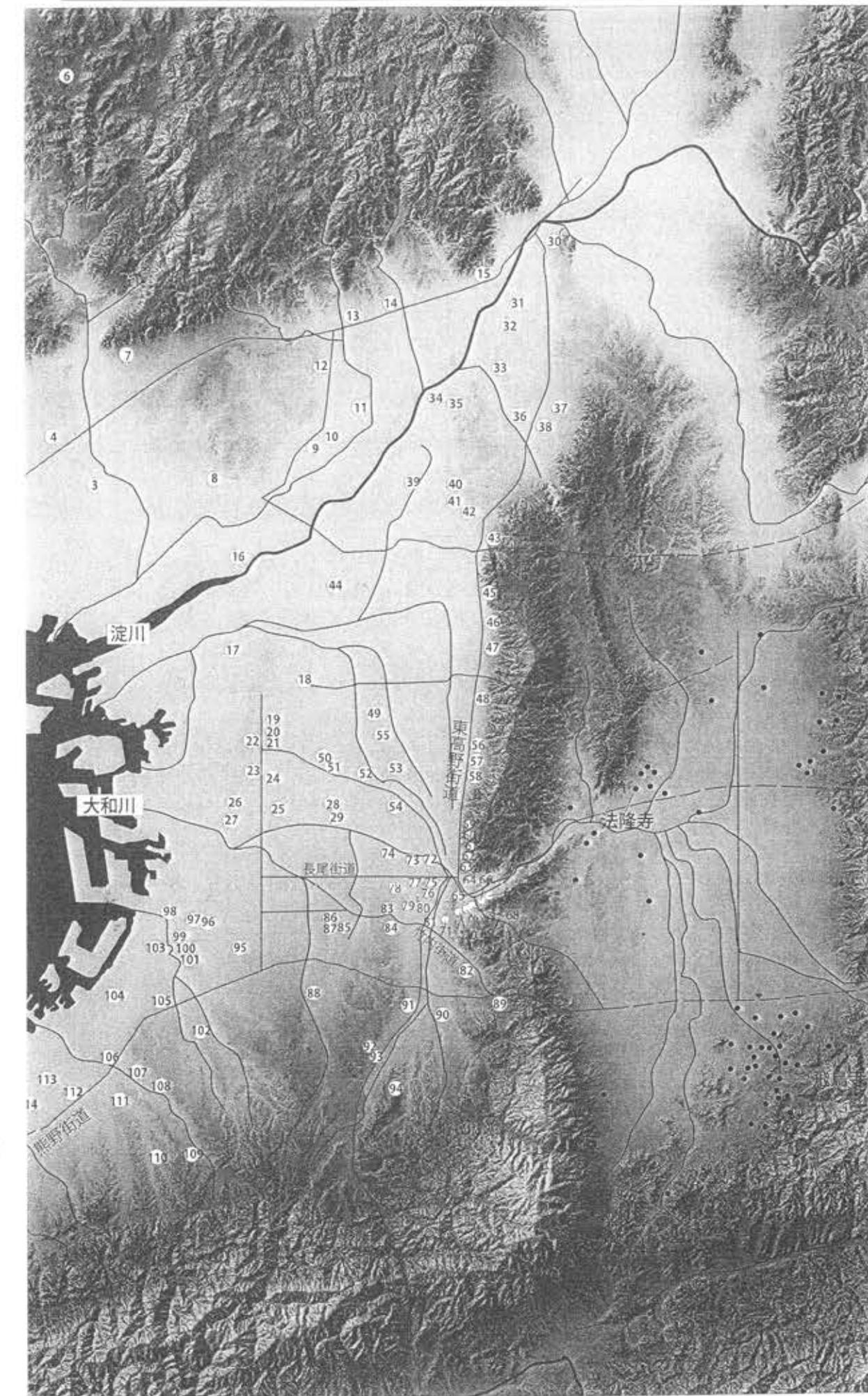
掃大烏連普濟家成寺
一屋新造備之村作佛堂
同四年庚午九月十五日
經此曰諸檀越等出加
八位上床嶋崎三重塔
靈龜二年歲次丙辰身
少領外從八位何理彼
重一去天平十二年歲
時河內國志記鄒井於

今在障子
七佛塔像
金喜爲太神利鏡師爲畫師造七佛茶師像
依元奇堂披太神以百嶋家南作借屋
造佛建佛又太神收宿神殿內慶雲三每奉幣
帛朝庭使正八位下管生朝臣小村闇見神
殿云佛神隔異大鳥連等可滅太神哉還申
神祇官有呂使擬少頌從八位大鳥床嶋集
七國卜部問當神辭歟如不倉神放床嶋之
頤當卜神辭半夏床嶋宥赦刑之罪倉咲坂
家同族盡擇和銅元年歲次戊申正月十一

師造畫師造七佛茶師
太神以百嶋家南作借
宿神殿內慶雲三年奉
下管生朝臣小村閑見
鳥連等可滅太神哉還
少領從八位大島床嶋
詩歎如不食神敬床嶋
床嶋宿秋刑之罪含咲
元年歲次戊申正月十

摂河泉古代寺院地名表

大和寺院巡礼より



小室琉璃光如來本尊の法經

とをば、復た云何が造るべきや」と。

救脱菩薩言わく、

「大徳よ、若し病人有りて病苦を脱せんと欲せば、當に其の人の為に七日七夜、八分齋戒を受持すべし。応に飲食及び餘の資具を以て力の辦うる所に隨いて苾芻僧を供養すべし。昼夜六時に彼の世尊薬師琉璃光如來を礼拝し供養すべし。此の経を誦詠すること四十九遍、四十九の燈を然し、彼の如來の形像七軀を造り、一一の像の前に各七燈を置き、一の燈の量は大いなること車輪の如くし、乃至四十九日、光明絶やさざれ。五色の経幡を造るには長さ四十九尺手なれ。応に難類の衆生を放つこと四十九に至るべし。危厄の難を過度し、諸の横惡の鬼に持せられざることを得可し。」

